

高知県食の安全・安心推進条例施行規則をここに公布する。

○高知県食の安全・安心推進条例施行規則

(平成17年10月21日規則第139号)

高知県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県食の安全・安心推進条例(平成17年高知県条例第75号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供給の禁止の対象となる農産物)

第2条 条例第18条第1号の規定により出荷又は販売を禁止する農産物にあっては、当該農作物の収穫期間内に収穫されるものについて出荷又は販売を禁止するものとする。

2 前項の規定を適用する農作物は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第11条の規定により使用を禁止された農薬が通常の栽培期間内に使用されたものとする。

(申出の手續)

第3条 条例第19条第1項の規定に基づき申出をしようとする者は、次に掲げる事項を明らかにして、これをするものとする。

(1) 申出をする者の氏名及び住所

(2) 申出の内容及び理由

2 知事は、条例第19条第1項の規定に基づき申出をした者に対し、講じた措置の内容を回答するものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(勧告の通知)

第5条 条例第21条第1項の規定に基づく勧告は、書面によりするものとする。

(公表)

第6条 条例第21条第2項の規定に基づく公表は、次に掲げる事項を広く県民に周知する方法によりするものとする。

(1) 公表の対象となるものの氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 公表の対象となるものの住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

(3) 勧告した措置の内容

(4) 勧告するに至った原因となる事実

(5) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第7条 条例第21条第3項の意見を述べ、証拠を提示する機会(次項において「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見及び証拠を記載した書面(次項において「意見書」という。)を提出してするものとする。

2 知事は、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該公表の対象となるものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 公表しようとする内容

- (2) 公表の根拠となる条例の条項
- (3) 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第4条から第7条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

身分証明書

[別紙参照]